

会員規則

(平成19年6月22日制定、平成22年11月1日改定、平成30年1月21日改定)

(目的)

第1条 本規則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の定款に定められた事項のほか、本法人の会員（以下、「会員」という）に関し必要な事項を定める。

(権利)

第2条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 正会員 総会で議決する権利、代議員を選出する権利、学術大会で発表する権利、機関誌及び広報誌の送付を受ける権利
- (2) 賛助会員 機関誌及び広報誌の送付を受ける権利
- (3) 功労会員 学術大会で発表する権利、機関誌及び広報誌の送付を受ける権利
- (4) 名誉会員 学術大会で発表する権利、機関誌及び広報誌の送付を受ける権利

(会費)

第3条 本法人の会費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 正会員 年10,000円
- (2) 賛助会員 年1口100,000円
- (3) 功労会員 免除
- (4) 名誉会員 免除

(会費納入)

第4条 前条に規定する会費は、指定の方法で当該年度開始日の前日までに1年分を一括納入する。

2. 本法人に入会する者は所定の入会申込書と共に当該年度分の会費を納入しなければならない。

(会費納入の猶予)

第5条 正会員は、長期療養、海外留学等、やむを得ない事情があるときは、2年を限度として会費の納入猶予を申請することができる。

2. 会費納入猶予を希望する者は、所定の会費納入猶予申請書を理事長に提出しなければならない。
3. 理事長は、会費納入猶予申請書の受理後、理事会に諮り、その可否を決定し、申請者に通知しなければならない。
4. 会費納入猶予の承認を受けた者は、その猶予期間終了後直ちに猶予期間中の会費を一括納入しなければならない。
5. 会費納入猶予者は、その期間中の選挙権、被選挙権、役員、代議員、委員会委員、WPG委員、WG委員及び専門医・認定医申請の資格を停止する。

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員の入会日は、入会申込書を理事長が受理し、かつ当該年度会費の納入が確認できた日とする。

(休会権利)

第7条 正会員は、病気療養、海外留学等、理事会が妥当と判断できる理由がある場合、休会を申請する権利を有する。

(休会申請)

第8条 休会希望者は医師の診断書、海外留学の招聘状等、休会の理由を説明できる書類を添付の上、原則、休会日の1カ月前までに理事長宛に、所定の休会申請書を提出しなければならない。

2. 未納会費がある場合には、それを全納しなければならない。
3. 理事長は、休会申請書が提出されたときは、理事会に諮り、その可否を決定し、申請者に通知しなければならない。
4. 正会員は休会中の連絡先に変更があった場合には、それを届け出なければならない。

(休会更新)

第9条 休会は年度ごとに更新申請をしなければならない。

2. 休会を更新する場合は、新年度開始の1カ月前までに理事長宛に、休会申請書を提出しなければならない。新年度ま

で更新申請がない場合、休会は自動的に解除される。

3. 休会期間の上限は3年とする。

(休会中の資格)

第10条 休会期間中の会員歴は継続されるが、選挙権、被選挙権、役員、代議員、委員会委員、WPG委員、WG委員及び専門医・認定医申請の資格を停止する。

2. 選挙権、被選挙権、役員、代議員、委員会委員及び専門医申請の資格に関連する会員歴は、1日単位で減算される。

3. 休会期間中の会費は年度単位で免除されるが、休会期間が1年未満である場合には原則、会費免除の対象とならない。

(休会からの復帰)

第11条 正会員は、休会理由が消失した場合、理事長宛に所定の復帰申請書を提出しなければならない。

2. 理事長は、復帰申請書を受理した日をもって正会員の休会を解除する。

3. 復帰した正会員は、速やかに当該年度の年会費を納入しなければならない。

(退会)

第12条 退会を希望するものは、理事長が別に定める退会届を理事長宛に事務局へ提出して任意に退会することができる。その場合、既納の会費及び抛出品品は返却しない。

2. 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき

(2) 会費を継続して2年以上滞納したとき

3. 会員の退会日は、退会届の退会年月日欄に記載してある日とする。ただし、退会日は退会届の提出日より遡ることはできない。また、2年以上滞納した会員の退会日は、2年後の事業年度末とする。

(資格の復活)

第13条 退会者は、退会日から1年以内に未納会費及び当該年度会費を一括納入することにより、会員の資格を復活することができる。ただし、会員資格復活年度の選挙権、被選挙権は停止される。

(研究発表・講演等における届出)

第14条 本法人の学術大会で研究発表・講演を行う場合、別紙1に定める利益相反に関する事項について、別に定める様式(様式1)により、事前に学術大会事務局に届け出なければならない。学会誌における論文発表に際し、別紙2に定める事項について、別に定める様式(様式2)により、事前にオンラインジャーナル編集委員会に届け出なければならない。教育セミナー発表者は別紙5に定める事項について、別に定める様式(様式5)により、事前に学会事務局に届け出なければならない。

(届出事項の公開)

第15条 前条の届出事項は、本法人が催す学術大会、本法人が発行に関与する学会誌等(学術大会の抄録を含む)において、当該研究発表と共に原則公開する。

(規則の変更)

第16条 本規則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。